

「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」の防止に関する基本方針

「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」は、その対象となった職員を不当に傷つける人権上の課題である。また、そうした行為は勤務環境を害し、ひいては都民サービスの低下にもつながりかねないものである。

東京都は、職場における「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」が行われることのない勤務環境づくりを推進する。

第1 定義

- 1 「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」とは、職場において上司・同僚から行われる次の言動をいう。
 - (1) 職員が、妊娠・出産・育児又は介護に関する制度を利用することを阻害する言動で、当該職員の勤務環境が害されるもの
 - (2) 妊娠・出産したことその他の妊娠・出産に関する言動で、妊娠・出産した女性職員の勤務環境が害されるもの
- 2 客観的に見て、業務上の必要性に基づく言動については「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」には該当しない。

第2 任命権者の責務

任命権者は、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（以下第4を除き「ハラスメント」という。）」が行われることを未然に防ぐとともに、ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、その状態を解消することに努めなければならない。

また、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、これを放置することなく、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

また、任命権者は、ハラスメントに関する相談及び苦情の申出（以下「相談・苦情」という。）、相談・苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

任命権者は、上記の責務を果たすため、次の対策を実施する。

- 1 職員服務規程にハラスメントの禁止規定を設けるなど、文書で職員に明示する。
- 2 意識啓発のための研修等を実施する。
- 3 相談窓口及び相談員の設置等、相談・苦情に対する体制を整備する。
- 4 ハラスメントが生じた場合は、公正な調査を実施し、その結果に基づき、懲戒処分を

含む適切な措置を講ずる。

- 5 職員が、任命権者の異なる組織に属する職員からハラスメントを受けたとされる場合には、当該組織の任命権者に対し、必要な調査や必要に応じて指導等の対応を行うよう要請する。当該調査等を行うよう要請された任命権者は、これに応じて必要と認める協力をを行う。
- 6 ハラスメントが行われた場合には、再発防止に向けた措置を講ずる。

第3 職員の責務

- 1 職員は、ハラスメントを生じさせる言動をしてはならない。

また、次に掲げる事項を十分認識して行動するとともに、任命権者の講ずる第2の対策に協力するよう努めなければならない。

- (1) 妊娠・出産・育児又は介護に関する否定的な言動が、ハラスメントの発生の原因や背景となり得ること。
- (2) 妊娠・出産・育児又は介護に関する措置及び制度の適用対象となる職員は、業務上の必要性がある場合を除いて、その利用を妨げられることはないこと。
- (3) 妊娠・出産・育児又は介護に関する制度への理解を深めること。
- (4) 妊娠・出産した職員や、育児・介護に関する制度の適用対象となる職員は、周囲と円滑なコミュニケーションを図りながら、自身の体調等に応じて適切に業務を遂行していくという意識を持つこと。
- (5) 言動の受け止め方に関する個人差や男女差への認識を深めること。
- (6) ハラスメントを受けた者から拒否等の明確な意思表示があるとは限らないこと。
- (7) 職場の人間関係が持続する勤務時間外の会合等においても言動に注意する必要があること。
- (8) 行政サービスの相手方等、職員以外の者との間においても言動に注意する必要があること。

- 2 職員は、他の職員がハラスメントと思われる言動を行った場合には、注意を促すように努めなければならない。
- 3 管理監督者は、ハラスメントが行われることのない勤務環境を確保するため、日頃から職員の注意を喚起し、問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

第4 ハラスメント防止連絡会議の設置

ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメント）対策について、各任命権者間の調整、意見交換等を行うため、各任命権者、関係局、一般財団法人東京都人材支援事業団の担当者及び職員の代表から成る「ハラスメント防止連絡会議」を設置する。

設置に当たり必要な事項は、総務局労務担当部長が定める。

附 則（平成28年12月9日 28総人職第749号）

この方針は、平成29年1月1日から適用する。

附 則（令和2年5月29日 2総人職第210号）

この方針は、令和2年6月1日から適用する。

附 則（令和3年3月1日 2総人職第1054号）

この方針は、令和3年4月1日から適用する。